

審議会等の会議録

審議会等名	令和6年度 第2回海老名市介護保険運営協議会 (書面会議)
開催日時 (意見提出期間)	令和6年7月5日(金)から同月19日(金)まで
場 所	
出席者	海老名市介護保険運営協議会 委員 15 名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、吉田委員、佐藤委員、 松本委員、中島委員、渡辺委員、梅澤委員、白石委員、 鈴木委員、相澤委員、高橋(隆行)委員、梶委員、 安田委員、山崎委員 事務局 12 名 保健福祉部 部長 中込 明宏 保健福祉部 次長(健康・保険担当) 金指 芳子 保健福祉部 参事兼地域包括ケア推進課長 安宅 道善 介護保険課 課長 田中 歩 介護保険課 課長補佐兼介護保険係長 栗本 欣幸 介護保険課 主幹兼事業者支援係長 横溝 喜久恵 介護保険課 介護認定係長 石井 康子 介護保険課 主査 永田 啓吾 地域包括ケア推進課 課長補佐兼高齢者いきがい係長 伏見 貴之 地域包括ケア推進課 主幹兼高齢者支援係長 澁谷 晶子 地域包括ケア推進課 主査 遠藤 貴人 地域包括ケア推進課 主事 小川 良治
傍聴人数	
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議 題	(1) えびな高齢者プラン 21【第9期】における 施設整備目標の一部変更について

資 料	(説明資料) えびな高齢者プラン 21【第9期】における 施設整備目標の一部変更について
--------	---

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

書面審議の結果、委員全員が承認された。

委員からの意見・質問は、別紙のとおり

えびな高齢者プラン21【第9期】における施設整備目標の一部変更について

1 概要

海老名市では、介護保険事業計画に基づき介護保険施設等の計画的な整備を進めており、第9期介護事業計画において「入所施設の整備・充実」(115ページ)として、下表のとおり設定しております。

このたび、計画に基づき運営事業者の募集を行ったところ、「介護付有料老人ホーム」で整備目標数を上回る応募があったことから、整備目標年度における整備数の一部を変更したいものです。

○えびな高齢者プラン21【第9期】抜粋 ※115ページ

【変更前】

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	633床	733床	733床
介護老人保健施設	185床	185床	185床
介護付有料老人ホーム	640床	640床	740床



【変更後】

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	633床	733床	733床
介護老人保健施設	185床	185床	185床
介護付有料老人ホーム	701床	701床	740床

※令和6年度に「介護付有料老人ホーム」を100床整備し、延べ640床とするところを701床に変更。併せて、令和7年度の整備数も640床から701床に変更。

2 変更理由

令和6年度の整備数（募集）100床のところ、2つの事業者から81床、80床の計161床の応募がありました。両事業者とも、現在、市内で住宅型有料老人ホームを運営し、その施設を転用して介護付有料老人ホームを運営することを希望しています。

令和6年7月5日公募選定委員会を開催したところ、両事業者ともに選定基準を上回りました。

このため、入所待機者数の早期解消などを理由に令和8年度整備予定分の一部（61床）を前倒しすることで、両事業者を選定したいものです。

なお、第9期介護保険料額については、3か年の計画期間の総給付費等から積算するため、このたびの変更に伴う影響はございません。

**令和6年度第2回海老名市介護保険運営協議会書面会議に係る、
ご意見ご質問への回答**

①	【委員】 介護離職を減らすには施設を増やしていただくことが有効だと思います。また、スタッフの人数も増やし（これは国ですね）ていくことは、被介護者にとっても、スタッフにとっても、より良い介護を受けられる、提供できることだと切に願います。受け入れの人数が増えるということで、事業所はスタッフの人数を増やしているということでしょうか。 【回答】 住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームとなり、配慮すべき人員も強化されることとなります。事業所は要件を満たすためにスタッフの人数を増やす手当てをすることとなります。
②	【委員】 次回の運営協議会の時に、「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」を議題にあげて頂けると幸いです。 【回答】 「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」は、国からも通知があり課題であることから、当協議会においても意見交換の実施などを検討してまいります。
③	【相澤委員】 ホーム入所待機者は海老名市民の数字だと思いますが、介護施設一覧の人数（今回、新たに選定された人数も含む）は、海老名市民を対象としたもののでしょうか。 やはり短時間でもよいので、会議を開催して欲しかったです。 【回答】 介護施設一覧の人数（今回、新たに選定された人数も含む）は、施設定員であり、実際には市外の方も入居されることとなります。 また、会議の開催方法については、可能な限り対面での会議開催を検討します。
④	【委員】 介護付老人福祉施設の整備は重要なことです。施設入居の待機者も多く、新規設立は歓迎すべきことです。ただ、施設の充実度も勘案する必要があります。 【回答】 施設運営指導については、県の管轄となりますが、法令に規定される最低限の指導となります。市としましては、施設選定時の要望のほか、県指導の際に同行するなどして、施設の量と質の確保に努めてまいります。

**令和 6 年度第 2 回海老名市介護保険運営協議会書面会議に係る、
ご意見ご質問への回答**

⑤ ご意見	【委員】 ・国は社会保障費を抑えるため、施設を大幅に増やすのではなく、在宅による介護ケアを進める地域包括ケアシステムの構築を県市町村に求めてきました。 ・特別養護老人ホームの整備をしますと、例えば施設整備費などに関して、本来は行政が作るべき施設ですので、公費、税金で補助金が相当投入されます。その税金の財政負担が大きくなるということもあって、特別養護老人ホームはあまり増やさない。一方で、規制が緩い住宅型有料老人ホームが、結果的にその受け皿となって急増してきた背景があります。 ・住宅型有料老人ホームの急増は、利用料が比較的安いことなどからニーズが急増しているなか、開設は届け出で済むことから新規業者がつぎつぎ参入してきました。 ・しかし、実際に運営してみると新規参入による経営スキルが乏しく、下記の理由から経営を難しくしている実態があるようです。 ・昨今、経営不振から倒産・廃業が全国的に数百件に上り、終の棲家を失った高齢者問題がNHKなどマスコミなどに取り上げられ、社会問題となっっています。
⑥	【委員】 市公募選定委員会はどのような組織で、どのような意見・検討があったのでしょうか。 【回答】 市が公募する介護保険施設等を運営するサービス事業者の決定にあたり、事業者の選定を適正に行うため設置され、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、福祉関係者（2名）の5名で組織されています。令和6年7月5日（金）に公募選定委員会を開催し、書類審査や応募事業者によるプレゼンテーション、利用料設定や人員確保、第三者評価、危機対応について質疑応答がありました。
⑦	【委員】 既に県との法定協議は終わっていますが、本件変更についてはどのようになりますか。 【回答】 今回の変更は、3か年の計画数を超過するわけではなく、計画年度を一部前倒すことから、特段問題ないと考えております。また、法定協議済の計画を変更することについては、県の下承を得てます。

**令和6年度第2回海老名市介護保険運営協議会書面会議に係る、
ご意見ご質問への回答**

⑧	【委員】 令和6年6月現在、住宅型有料老人ホームはイリーゼ海老名(81室)、プライムガーデン海老名(80室) など、6施設313室ありますが介護付き有料老人ホームに転換した場合、現入居者に不利益な条件になることはないでしょうか 【回答】 一般論としては、運営会社が自社の介護サービスを過剰に使わせる「囲い込み」が懸念されます。しかし、今回の両事業者とも現入居者には「転換」について説明し、納得・了解を得るようにしているほか、特定施設として、適宜、介護保険サービスを利用できれば利用者の負担額は下がる算定をしているとの説明がありました。
⑨ ご意見	【委員】 「介護付き有料老人ホーム」は、「特定施設入居者生活介護」なる介護保険上の指定を受けることで、特別養護老人ホームと同じスキームで運営することが可能になります。要介護2の人が入居した場合、事業者に対し国は要介護2の固定額の介護保険報酬を毎月支払わなくてはならなくなるのです。保険者（国、都道府県、市町村）の立場で考えた場合、管掌地区内に100室の介護付き有料老人ホームが新設されると、100人分の介護保険報酬の支払いが半永久的に確定することになります。新規の介護付き有料老人ホームが増えると、どんどん介護保険報酬を支払わなければなくなり、結果、財政が悪化していくことを意味します。 ー「もはや老人はいらない」小嶋勝利著ビジネス社より抜粋ー 海老名市の介護保険給付費をみると令和5年度見込みを基準にした場合、令和8年度は総額で約14億9千万円増加し、増加率は18.2%である。内訳をみると居宅サービス費が8億8千万円、22.3%の増、施設サービス費が約2億5千万、10.9%増加している。介護給付費の構成比をみると居宅サービス費が50.8%、施設サービス費が26.5%と介護給付費全体の77.3%を占めている。 介護給付費の増加は、高齢化の進展による介護サービス需要の拡大が最大の要因と考えます。1947年～1949年に生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、2025年度には全員が75歳以上になります。以上のような観点から介護給付費の増加傾向は変わらないと推測されます。しかしながら財政上の理由だけで、本来必要な介護老人福祉施設、介護付き有料老人ホームの開設を制限することはあってはならないと思います。 【回答】 委員ご指摘のとおり、施設の増加は介護保険給付の増加に直結するため、行政では介護保険事業計画に規定し総量を規制しております。今回の2施設につきましては、住宅型有料老人ホームからの転換となり、新規整備に比べると保険給付の増加は少ないと想定しているほか、第9期計画での予定数（200床）の範囲内であることから、前倒しで選定をするものでございます。